

みどり戦略学生チャレンジ実施要領

第1 趣旨

農林水産省では、2050年に向けて、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための新たな政策方針として、2021年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の環境負荷低減の取組を推進することとしている。

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、大学生や高校生等の個人・グループがみどりの食料システム戦略に関わる活動を実践する機会として「みどり戦略学生チャレンジ」を実施する。

これにより、大学生や高校生等の若い世代にみどりの食料システム戦略に関わる活動の裾野を広げるとともに、学生による主体的な取組を促し、将来に向けた持続可能な食料システムの構築を目指す。

第2 実施概要

1 地方ブロック大会

全国9ブロックで、学生によるみどりの食料システム戦略に関わる取組の成果を募集し、地方ブロック別に審査・表彰を行う。

なお、全国9ブロックは、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）の管轄に沿って以下のとおり設定する。

- ・北海道ブロック（北海道）
- ・東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）
- ・北陸ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県）
- ・東海ブロック（岐阜県、愛知県、三重県）
- ・近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・中国四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ・九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- ・沖縄ブロック（沖縄県）

2 全国大会

- (1) 地方ブロック大会に応募された取組の中で特に優れたものを対象に、全国大会の審査・表彰を行う。
- (2) 全国大会の出場枠は、高校の部、大学・専門学校部の部それぞれについて、各地方ブロック少なくとも1枠とする。

- (3) 他の地方ブロックに比して取組応募数が多い地方ブロックには、取組応募数に応じて出場枠を追加する。

第3 応募資格

1 部門の設置

高校と大学・専門学校では、学習・研究内容の専門性や学生が利用できる施設・設備に差があることから、「高校の部」と「大学・専門学校の部」を設け、以下の者を応募の対象とする。なお、応募の対象は、農業高校、農業大学校等、農業に関係する教育機関に属する学生に限らない。

(1) 高校の部

高等学校、高等専修学校、高等専門学校（3年生以下）の学生その他第10の1に規定する事務局（以下「全国事務局」という。）が認める者により構成されるグループ又は個人

(2) 大学・専門学校の部

大学（大学院を含む。）、短期大学、専門学校、高等専門学校（4年生以上）の学生その他全国事務局が認める者により構成されるグループ又は個人

※高等学校、高等専修学校、高等専門学校（3年生以下）の学生と、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校（4年生以上）の学生が混成するグループについては、「大学・専門学校の部」に応募することとする。

2 参加形式

学校の授業内の課題・研究、部活動、ゼミ・サークル活動等の取組や、学校の垣根を超えたグループによる取組についても応募することができることとする。

第4 取組内容

みどりの食料システム戦略に関わる取組（調達、生産、加工・流通、消費に係る取組）とする。なお、開発された技術の実装だけではなく、技術開発に関する実証や研究を含む。また、過去の受賞歴や未発表・既発表は問わないが、過去にみどり戦略学生チャレンジに応募した経験がある者が、過去の応募時と同じ取組について再度応募する場合は、当該応募に際して新たに得られた成果を必ず含むこととする。

第5 応募方法

1 参加登録

応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、全国事務局が定める期日までに、全国事務局が定める方法により参加の登録を行う。

2 取組報告

参加の登録をした者（以下「参加者」という。）は、全国事務局が定める期日までに、取組の成果をポスターの形式にまとめ、第10の2に規定する事務局

(以下「地方事務局」という。)に提出する。

第6 審査

1 審査方法

(1) 全国大会、地方ブロック大会ともに、審査委員会を設置し、取組内容について、(2)の審査基準に基づき審査を実施する。なお、審査委員会による審査内容は非公開とする。

(2) 審査基準は以下のとおりとする。なお、①及び②は必須項目とする。

- ① みどりの食料システム戦略に関連する取組であること [みどり戦略との関連性] (必須)
 - ② 異なる価値観を排除するものではないこと [多様な価値観の受容] (必須)
 - ③ みどりの食料システム戦略に関わる、食料・農林水産業の持続可能性に係る課題 (温室効果ガスの排出削減、気候変動への適応、生物多様性の保全等)の解決に寄与する取組であること [課題解決性]
 - (ア) みどりの食料システム戦略への貢献性 (みどり戦略の KPI 達成に貢献すると考えられるものであること) (10 点)
 - (イ) 取組の計画の妥当性 (目的を達成するのに適しており、かつ実現可能な計画となっていること) (10 点)
 - (ウ) 取組の実効性 (取組内容が課題解決に向けて効果的であること) (10 点)
 - (エ) 汎用性 (他の地域・主体が再現できる、又は参考にできる取組であること) (10 点)
 - (オ) 取組の達成度 (目的に対し、取組が進捗していること) (10 点)
 - ④ 現場や企業等、学外のステークホルダーと連携した取組であること [つながり] (10 点)
 - ⑤ 革新性や独創性のある取組であること [革新性・独創性] (10 点)
 - ⑥ 気候や特産物、文化等の地域の特徴や強みを生かした取組であること [地域性] (10 点)
 - ⑦ 自らの取組を評価し、持続可能な食料・農林水産業の実現に向けて、取組の改善点や次のステップを明確にしていること [発展性] (10 点)
 - ⑧ 目的、背景、成果等が第三者にも理解しやすいよう、取組内容を分かりやすく整理・表現していること [発信力] (10 点)
- (合計最大 100 点)

(3) 参加者は、取組の実施に当たって、農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)、肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和 25 年法律第 127 号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和 28 年法律第 35 号) 等、関係する法令をよく確認することとする (別紙参照)。

また、全国事務局及び地方事務局は、法令等の観点から必要があるときは、取組の成果を記載したポスター等の修正を求めることができるものとする。

2 審査委員会

審査委員会の設置については、全国大会にあつては全国事務局において、地方ブロック大会にあつては地方事務局においてそれぞれ定める。

第7 大会運営

全国大会にあつては、第3の1に掲げる部門ごとに、特に優れた取組に農林水産大臣賞1点以内、優れた取組に大臣官房長賞6点以内を授与する。なお、農林水産大臣賞にあつては、副賞（盾）を授与することができるものとする。また、表彰式及び交流会を農林水産省において行う。

地方ブロック大会にあつては、地方事務局において定める。

第8 大会の回数

みどり戦略学生チャレンジは、毎年度1回行うものとする。

第9 応募者の情報の取扱いについて

応募者の情報（氏名（学校名等）、取組成果等）については、報道機関への公表や、農林水産省ウェブサイト、公式 YouTube チャンネル、公式 SNS、農林水産省の様々な展示イベント等での発信等を行うことができる。

第10 事務局の設置

- 1 みどり戦略学生チャレンジ全国大会の事務局は、農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループにおいて担当する。
- 2 みどり戦略学生チャレンジ地方ブロック大会の事務局は、各地方農政局等において定める。
- 3 本要領に定めるもののほか、みどり戦略学生チャレンジの運営のために必要な事項については全国事務局及び地方事務局が定める。

農薬としての効能効果の表示についての判断基準

(「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成19年11月22日付け19消安第10394号農林水産省消費・安全局長通知)、別添1より)

農薬登録を受けずに、農薬的な効能効果を謳うことはできません。

次のような効能効果が表示説明されている場合は、農薬としての効能効果を表現しているものとみなします。

1 病虫害の防除を目的とした効能効果

(例) 病虫害を阻止、病気に効く、病気が治る、病虫害が発生しない、害虫を殺す・駆除する、害虫病気を撃退、抗害虫、〇〇(害虫)の被害軽減(具体的病虫害名を明記しそれらから農作物を守る旨の表現)、害虫対策、害虫が呼吸を行う気門を塞ぐ、〇〇病等に期待、〇〇(害虫退治、病虫害抵抗力、防虫免疫、芝生用除草剤、芝生内の広域雑草に有効、忌避効果、虫がよりつかない)等

2 農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効能効果

(例) 植物の成長を促進、植物生体内の触媒剤、植物の生理活動性を促進、開花・着色を促進、植物の背丈を抑制、ブドウを種なし化等

3 農薬としての効能効果を増強させることを目的とする効能効果

(例) 農薬の効果を高める、展着剤等

4 農薬としての効能効果の暗示

(1) 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

(例) 〇〇(害虫)コロリ、防虫剤等

(2) 含有成分の表示及び説明からみて暗示するもの

(例) 害虫防除で知られる〇〇(成分)を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果を持つ等

(3) 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの

(例) 〇〇〇という古い自然科学書をみると、虫を殺し、植物が病気に強くなるという。等

(4) 新聞、雑誌等の記事、学者等の談話、学説、農家による経験談等を引用又は掲載することにより暗示するもの

(例) 生産者〇〇〇〇の談

「・・・は、〇〇(害虫)によく効きます。」等

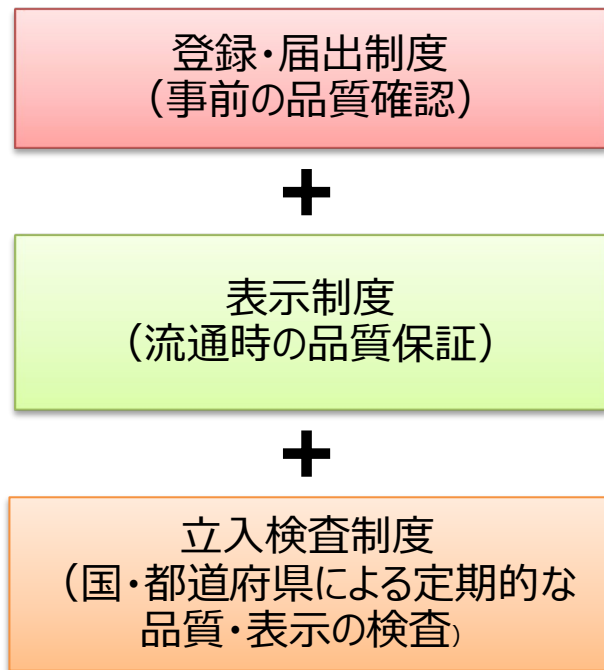
○ 肥料制度の構成

肥料の品質を確保するため、肥料業者には製品の登録又は届出をすることが義務。また、肥料の販売にあたっては、成分含量や原材料等の必要な情報を保証票に記載し、個別の製品に添付することが義務。

○ 肥料の区分

肥料は特殊肥料と普通肥料に大別される。米ぬか、堆肥などの特殊肥料以外のものはすべて普通肥料に分類。普通肥料は、さらに登録肥料、指定混合肥料及び仮登録肥料に分かれている。

■ 肥料制度の仕組み（制度の構成）



■ 肥料制度の仕組み（肥料の区分）

